

## 兵庫県警察交通相談所運営要綱の制定について（例規）

昭和41年2月3日  
兵警交安例規第4号警察本部長

〔沿革〕 昭和42年2月本部訓令第2号、43年7月兵警交総例規第38号、44年4月兵警務例規第7号、58年5月本部訓令第4号、60年4月第10号改正

激増する交通事故の被害者に対する救済措置を促進するとともに、交通関係の諸問題について県民の相談に応じるため、この度兵庫県警察交通相談所運営要綱（昭和41年兵庫県警察本部訓令第2号。以下「要綱」という。）を制定し、昭和41年4月1日から施行することとしたから、この運営については次の事項に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 第1 制定の趣旨

従来「警察権の民事不関与の原則」の建て前から交通事故の被害者（以下「被害者」という。）救済については消極的態度で臨んできたが、現下のきびしい交通事情のもとにおける被害者救済の重要かつ緊急性を考えた場合、警察としても許容される限度までは被害者に対し援助の手をさしのべる必要があると考えられるに至った。

本要綱は、このような基本理念に基づいて、被害者救済と加害者の適正賠償の一助として交通事故関係者に対し、交通事故による損害賠償の手続き等について教示又は便宜を供与するほか、その他の交通問題についても広く県民の相談に応じるため制定したものである。

#### 第2 要綱の要点と運用上の留意点

##### 1 相談の定義（第2条）

本条は、交通相談所で行う相談の定義を明らかにしたものであり、第6条で定める相談の範囲とともに本要綱の骨子をなすものである。

本条中のおもな用語の意義は次のとおりである。

##### (1) 交通事故関係者

交通事故の被害者及び加害者並びにその家族、雇用主、その他加害者の運転していた自動車の保有者等当該交通事故に関係のある者をいう。

##### (2) 法令

民法（明治29年法律第89号）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）民事調停法（昭和26年法律第222号）民事訴訟法（明治23年法律第29号）等、交通事故に係る損害賠償の手続等について必要な事項を定める法令をいう。

##### (3) 救済制度

兵庫県交通事故法律相談所、法律扶助協会等の制度をいう。

##### (4) 便宜供与

相談の内容に応じ、関係機関に対する連絡紹介、被害者及び加害者が話し合う日時を取り計らい又は場所の提供等、相談者の利便を図ることをいう。

(5) 交通関係の諸問題

道路交通関係法令の解説、交通反則通告制度及び交通上迷惑となる行為等についての苦情処理、路外駐車場の設置、交通危険箇所の整備、道路補修等をいう。

2 相談の範囲等（第6条）

本条は相談所において取り扱う相談の範囲と相談に必要な資料の整備について定めたものである。相談に必要な関係資料は警察本部（交通企画課）において作成配布する。

なお、相談事項の各項目についての要点及び相談に当たっての留意点は次のとおりである。

(1) 損害賠償手続等の教示

交通事故関係者を対象に、その救済措置を促進するための自賠法による手続、損害賠償手続の適正迅速を図るための交通事故法律相談所、法律扶助協会等の救済制度利用についての手続、その他示談が不成立に終わった場合の調停の申し立て及び民事訴訟法に定める手続等について教示することをいう。

ア 自賠法による損害賠償手続について

自動車による人身事故に係る損害賠償請求は、自賠法が制定されるまでは、民法第709条に基づき行われていた。したがって被害者が損害賠償請求を行うに際しては、加害者に故意過失のあることを立証しなければならなかった。しかし、自動車知識、法知識の乏しい一般の被害者がこの挙証をやりとげることは容易ではない。また、仮に挙証を行うことができたとしても相手方である加害者に賠償能力がないときは被害者は結果的に泣き寝入りの形となっていた。このような被害者の救済と加害者の賠償能力の常時確保を目的として、自賠法が昭和30年7月29日制定されたのである。

なお、自賠法による損害賠償手続について相談者に対する教示（告知）を必要とする事項は次のとおりである。

(ア) 加害者の運転していた車の保有者が加入している責任保険契約会社名及び保険加入証明書番号

被害者が自賠法により保険金の請求をするには、保険会社名、保険加入証明書番号を知らさなければならない。

なお、保険会社名、保険加入証明書番号は人身（物件）事故報告書に記載することになっている。

(イ) 被害者請求手続

自賠法第16条により被害者は直接保険会社に対し、保険金額の限度で賠償金額の支払いを請求することができる。また、被害者が保険会社に対し損害賠償の請求をするには、自動車損害賠償保障法施行令（以下「施行令」という。）第3条に定める書類が必要である。

(ウ) 加害者請求手続

加害者、すなわち被保険者は、自賠法第15条によって、被害者に対する損害賠償について自己が支払いをした限度で、保険会社に対し保険金の支払いを請求することができる。また、加害者、すなわち被保険者が保険会社に保険金を請求するには、施行令第3条に定める書類が必要である。

(I) 代理請求手続

被害者又は加害者のいずれかの委任を受けた者は代理請求をすることができる。しかし、代理請求については示談屋などの介入する余地が生ずるので、親兄弟等を除いてはやむを得ない場合以外なるべく代理請求を避けるよう教示すること。

(オ) 仮渡金制度と仮渡金請求手続

仮渡金制度は、被害者が緊急の費用又は当座の生活費にこと欠く場合を幾分でも救済するために設けられた制度で損害賠償額の一部前渡しの性格をおびたものである。また、仮渡金を請求するには施行令第6条に定める書類が必要である。

(カ) ひき逃げ又は無保険車等の被害者の保障制度と補償金請求手続

ひき逃げ事故のように加害者が判明せず、又は保険に入っていないため強制保険制度によって救済を得られない被害者のため、自賠法は政府が自動車損害賠償保障事業を行うことによって救済することになっている。

損害をてん補する限度額は強制保険の保険金額と同一であり、これらの実際の業務は強制保険を取り扱う損害保険会社に委託している。また、請求手続も保険金請求の場合とだいたい同様である。

(2) 示談とその手続

示談とは、裁判の手をかけずに、当事者間で損害賠償並びに慰謝料の支払い責任の有無及びその金額の支払い方法等について話し合いで解決することをいい、法律上は多くの場合、民法第695条の和解契約で当事者が互いに譲歩してその間に存する争いをやめることを契約することをいう。

示談は両者の合意のあった場合に成立し、必ずしも書類その他の形式を必要とするものではない。しかし、話し合いだけでは合意した内容が明確でないし、争いが起こったとき証拠が残らないので通常は示談書（和解契約書）を作成している。

(3) 調停制度とその申立て方法

調停は民事調停法に基づき、民事紛争について当事者の互譲により条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的として設けられたもので、訴訟手続のような厳格な手続を緩和して、平易かつ迅速に法の救済を得られるようになっている。しかし、調停の成立には相手方が直接調停条項を合意することが必要であるから、相手方が出頭しなかったり、又はその主張を譲らないときは調停は不成立となり、あとは通常の民事訴訟手続によらなければならない。また、調停の申し立てをするには、特別の定めのある場合を除いては

相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所、又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所に調停申立書を提出し、又は口頭で申し立てることになっている。

(4) 交通事故法律相談所及び法律扶助協会の利用

兵庫県においては交通事故関係者、特に被害者に対する相談に応ずるため、神戸弁護士会に事務を委託して交通事故無料法律相談所を開設している。また、訴訟費用がないため裁判による正当な権利の主張を行なうことができない人々のために、法律扶助協会が訴訟費用の立替えその他法律手続きにつき救済を行なっている。

3 相談の記録

交通相談受理簿には、相談所において相談として受理した事項のみを記載し、交通事故の現場、その他交通事故の処理に付随して、交通事故関係者に対して行なった教示等は記載しなくてもよい。